

○所沢市立所沢図書館設置条例施行規則

昭和48年7月26日教育委員会規則第6号

(目的)

第1条 この規則は、所沢市立所沢図書館設置条例（平成23年条例第8号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(利用券)

第2条 図書館資料の個人貸出しを受けようとする者は、利用券交付申請書（様式第1号）に所定の事項を記入し、併せて住所等を証明する資料を提示して利用券（様式第2号）の交付を受けなければならない。

2 利用券の有効期間は、5年とする。ただし、当該期間において、図書館資料の貸出しを受けたときは、当該貸出しの日から有効期間を5年延長するものとする。

3 利用券を紛失したとき、又はその住所、氏名若しくは身分に変更があつたときは、直ちに所沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に届け出なければならない。

4 利用券は、他人に譲渡し、又は貸与し、その他不正に使用してはならない。

(個人貸出し)

第3条 図書館資料の個人貸出しを受けようとする者は、利用券を提示し、所定の手続を経なければならない。

2 同時に個人貸出しを受けることができる図書館資料の数量及び期間は、次の表のとおりとする。

図書館資料	数量	期間
図書	10冊以内	貸出しのあつた日から2週間以内
音響資料	3点以内	
映像資料	2点以内	

3 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(団体利用券等)

第4条 図書館資料の団体貸出しを受けようとするものは、団体利用券交付申請書（様式第3号）を教育委員会に提出し、団体利用券（様式第4号）の交付を受けなければならない。

2 第2条第2項から第4項までの規定は、前項の団体利用券について準用する。

3 団体貸出しの利用手続並びに同一団体で同時に貸出しを受けることができる図書館資料の数量及び期間は、別に定める。

(貸出しの停止)

第5条 条例第10条第2項の教育委員会が別に定める日数は、30日とする。

(視聴覚資料の館内利用)

第6条 館内において視聴覚資料を利用しようとする者は、所定の手続を経なければならぬ。

2 同時に利用できる視聴覚資料の数量及び利用時間については、別に定める。

(貸出しの制限)

第7条 次に掲げる図書館資料は、貸出しを行わない。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 貴重文献
- (2) 新聞、雑誌及び官報類
- (3) その他教育委員会が特に指定したもの

(資料の受贈)

第8条 図書館は、図書館資料の寄贈を受け、他の図書と同様の取扱いにより一般の利用に供することができる。

(所沢市立所沢図書館協議会)

第9条 所沢市立所沢図書館協議会（以下「協議会」という。）に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定め、任期は1年とする。

3 副会長は、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第10条 協議会の会議は、必要に応じ会長が招集する。

(読替え)

第11条 指定管理者に条例第14条の業務を行わせる場合における第3条第3項及び第7条ただし書の規定の適用については、「教育委員会が特に必要と認めるときは」とあるのは、「指定管理者が特に必要があると認めた場合で、教育委員会の承認を得たときは」とする。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。